

居宅介護支援事業所重要事項説明書

[令和6年12月1日現在]

1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

電話 (番号) 045-442-5947 (月～金曜日 9:00～17:00)

担当 介護支援専門員 成田 玲子 管理責任者 成田 玲子

ご不明な点は、何でもおたずねください。

特定事業所加算算定の事業所の為、上記時間外でも事業所に連絡をいただければ転送電話にてご対応致します。

2. 居宅介護支援事業所の概要

(1) 居宅介護支援事業所者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	事業所名：アサーティブワールド 併設サービス：アサーティブワールド（介護予防支援） 訪問介護シエル（訪問介護、横浜市訪問介護相当サービス、大和市 介護予防訪問型サービス 事業所番号 1473401832）
所在地	（住所）神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷 5-14-9 ハイム芝本 201
事業所の指定番号	居宅介護支援事業所 横浜市指定 介護保険事業所番号 1473401212
サービスを提供する実施地域※	（地域名） 神奈川県横浜市瀬谷区、泉区、旭区、川崎市川崎区、大和市

※ 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 事業所の職員体制

管理者 1名 主任介護支援専門員 3名 介護支援専門員 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援にあたるものとする。

介護支援専門員は、付属別紙2の通りの指定居宅介護支援の提供にあたる。

(3) 営業時間

月～金曜日 午前9時から午後5時まで

（土曜・日曜 祝日12月29日～1月3日は休業）

3. 事業所の目的と運営の方針

(1) 事業の目的

株式会社 NANOKOラバーが開設するアサーティブワールド（以下「事業所」という）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2) 運営の方針

当事業所は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう利用者の立場にたった援助を行うものとする。

2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう中立公正な立場でサービスを調整する。

3 事業の実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、指定居宅サービス事業者等、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

4. 居宅介護支援申込みからサービス提供までの流れ

付属別紙2「サービス提供の標準的なながれ」参照

5. 利用料金

(1) 利用料（ケアプラン作成料）

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。ただし、保険料の滞納により法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき要介護度に応じて下記の金額をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日保険者の窓口に提出しますと、払戻を受けられます。

(居宅介護支援利用料Ⅱ)

1.基本料金

① 介護支援専門員一人あたり取扱件数 50 件未満の場合

要介護 1・2 12,076 円 要介護 3・4・5 15,690 円

② 介護支援専門員一人あたり取扱件数 50 件以上 60 件未満の場合

要介護 1・2 5,860 円 要介護 3・4・5 7,594 円

③ 介護支援専門員一人あたり取扱件数 60 件以上場合

要介護 1・2 3,513 円 要介護 3・4・5 4,559 円

2.加算

初回加算（1月につき） 3,336 円

特定事業所加算Ⅱ（1月につき） 4,681 円

特定事業所医療介護連携加算（1月につき） 1,390 円

入院時情報提供加算（Ⅰ） 2,780 円（1月につき1回まで）

入院時情報提供加算（Ⅱ） 2,224 円（1月につき1回まで）

退院・退所加算（入院または入所期間中1回まで）

退院・退所加算（Ⅰ）イ 5,004 円 退院・退所加算（Ⅰ）ロ 6,672 円

退院・退所加算（Ⅱ）イ 6,672円 退院・退所加算（Ⅱ）ロ 8,340円
退院・退所加算（Ⅲ）イ 10,008円
通院時情報連携加算 556円（1月に1回つき）
緊急時等居宅カンファレンス加算（1月に2回まで） 2,224円
ターミナルケアマネジメント加算 4,448円
（死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問を行った場合）

(2) 交通費

前記2の(1)のサービス提供地域にお住まいの方は無料です。それ以外の地域の方は、介護支援専門員がお訪ねするための交通費は徴収しません。

(3) 解約料

お客様はいつでも契約を解約することができます、料金はかかりません。

6. サービス内容に関する苦情

(1) 当事業所の相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。担当介護支援専門員または管理者までお申し出ください。また、担当介護支援専門員の変更を希望される方はお申し出ください。

苦情担当：アサーティブワールド 管理者 成田 玲子

受付時間：9：00～17：00

電話番号：045-442-5947 FAX：045-442-5920

メールアドレス：reiko-h@nanokolover.com

(2) その他の窓口

当事業所以外に区市町村の窓口等に苦情を伝えることができます。

名 称：神奈川県国民健康保険団体連合会 介護苦情相談課

受付時間：9：00～17：15（月曜日～金曜日）

電話番号：045-329-3447 0570-022110

名 称：横浜市役所 介護事業指導課

受付時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：045-671-2356

名 称：横浜市瀬谷区役所 高齢障害支援課 介護保険担当

受付時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：045-367-5714

名 称：横浜市泉区役所 高齢障害支援課 介護保険担当

受付時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：045-800-2436

名 称：横浜市旭区役所 高齢障害支援課 介護保険担当

受付時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号： 045-954-6061

名 称：川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課

受付時間：8：45～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：044-200-2678

名 称：大和市役所 介護保険課

受付時間：8：30～17：00（月曜日～金曜日）

電話番号：046-260-5623

7. 当法人の概要

法人種別・名称	株式会社 NANOKOラバー
社員数	17名
設 立	平成24年3月1日
所在地・電話	神奈川県横浜市旭区笹野台三丁目53番-18-201号 代表取締役 成田玲子 電話 045-442-5947

事業内容	介護保険：居宅介護支援事業、訪問介護事業、第1号事業（横浜市訪問介護相当サービス 大和市介護予防訪問型サービス） 地方自治体（区市町村）から介護被保険者認定調査業務の受託 コンサルタント事業 訪問美容事業 障害者総合支援法：計画相談支援、居宅介護、重度訪問介護
------	---

(付属別紙1)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の特例事項に関する重要事項説明書

利用者が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、利用者自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ 利用者が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容が利用者の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後に利用者等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、利用者に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、利用者から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、利用者から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- (1) 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料は、原則的に利用者にご負担いただくこととなります。
- (2) 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくこととなります。

5 職員の研修と運営体制について

- (1) 入社時に在職している介護支援専門員が同行訪問などを行い、業務の指導を行います。（採用時1か月以内）
- (2) 外部研修への参加、地域ケア会議への参加などの機会を設け、職員の資質向上

図ります。(継続年2回以上)

- (3) 事業所は入社時及び定期的に「BCP(業務継続計画)マニュアル」を基に委員会を設置し、感染・災害発生時の研修、訓練を致します。
- (4) 事業所は「ハラスメント対策マニュアル」「高齢者虐待予防マニュアル」を基に委員会を設置し、定期的な研修を致します。
- (5) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急時やむを得ない場合を除き、身体拘束を禁止し、行う場合にはその態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けています。

6 職員の衛生管理について

- (1) 入社時、年1回会社負担で健康診断を実施致します。
- (2) 担当している利用者に感染症等発生時は医療関係者、保険者に相談し罹患、蔓延しないよう留意致します。

7 事故発生時について

- (1) 利用者宅に訪問中及びサービス利用中に事故が発生した際は速やかに、当該利用者の家族、医療関係者、市町村、当該利用者に関わる居宅サービス事業者と連携し、必要な処置を講じます。
- (2) 前項の事故の内容を記録し、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を行います。

8 非常災害対策について

- (1) 自然災害等(台風、地震等の天災)の悪天候及び非常災害発生時、約束していた日程で訪問できない場合は当事業所からご連絡をさせて頂き、日にちを改めさせて頂く場合もあります。ご了承ください。
- (2) 非常災害時、可能な限り事業所で担当している利用者の安否確認を致します。
- (3) 事業所で業務継続計画を策定し、感染症や災害が発生した場合においても業務が継続できるよう定期的(年1回)に研修及び訓練を致します。

9 第三者評価について

第三者評価は受けておりません。運営の状況は以下の機関で確認していただいています。

- (1) 事業所は年1回、介護サービス情報の公表制度を利用し、運営の状況を調査及び報告しております。【訪問調査：かながわ福祉サービス振興会調査機関】令和4年2月24日 介護情報サービスかながわネット報告：令和4年2月24日】
- (2) 保険者による実施指導等で事業所の運営の状況を定期的に確認、報告しております。【電話実地指導：公益財団法人 かながわ福祉サービス振興会 市町村支援センター：令和3年6月21日】

10 公正中立なケアマネジメントについて

- (1) 事業所は6か月に1回、前6か月間に作成したケアプランについて訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与(販売)の各サービスの割合を書面で説明致します。
- (2) 前6か月間に作成したケアプランについて訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与(販売)の各サービスごとの、同一事業者によって

提供されたものの割合も (1) と同様、書面で説明を致します。

11 ケアプランに位置づけるサービス事業所と主治の医師等の明確化

- (1) 利用者は複数の事業所の紹介を求められます。利用者は選んだ事業所をケアプランに位置づけた理由を同意書、ケアプランに位置づけた理由を確認し同意致します。
- (2) 介護支援専門員がケアプラン作成の際に通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションを位置付ける際に主治の医師等の指示があることを確認させて頂きます。

12 入院退院時の情報共有について

- (1) 利用者及び家族は利用者が医療機関に入院した際に担当介護支援専門員の連絡先及び氏名・名刺などをもとに医療機関に伝えていただきます。

13 秘密保持について

- (1) 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業者と雇用契約の内容とします。

14 他のサービス事業所との連携によるモニタリング

サービス担当者会議等において、次にあげる事項について主治医、担当者その他の関係者かの合意を得ている場合はモニタリングが2月に1回の実施になる場合があります。

- (1) 利用者の状態が安定していること
- (2) 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
- (3) テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること

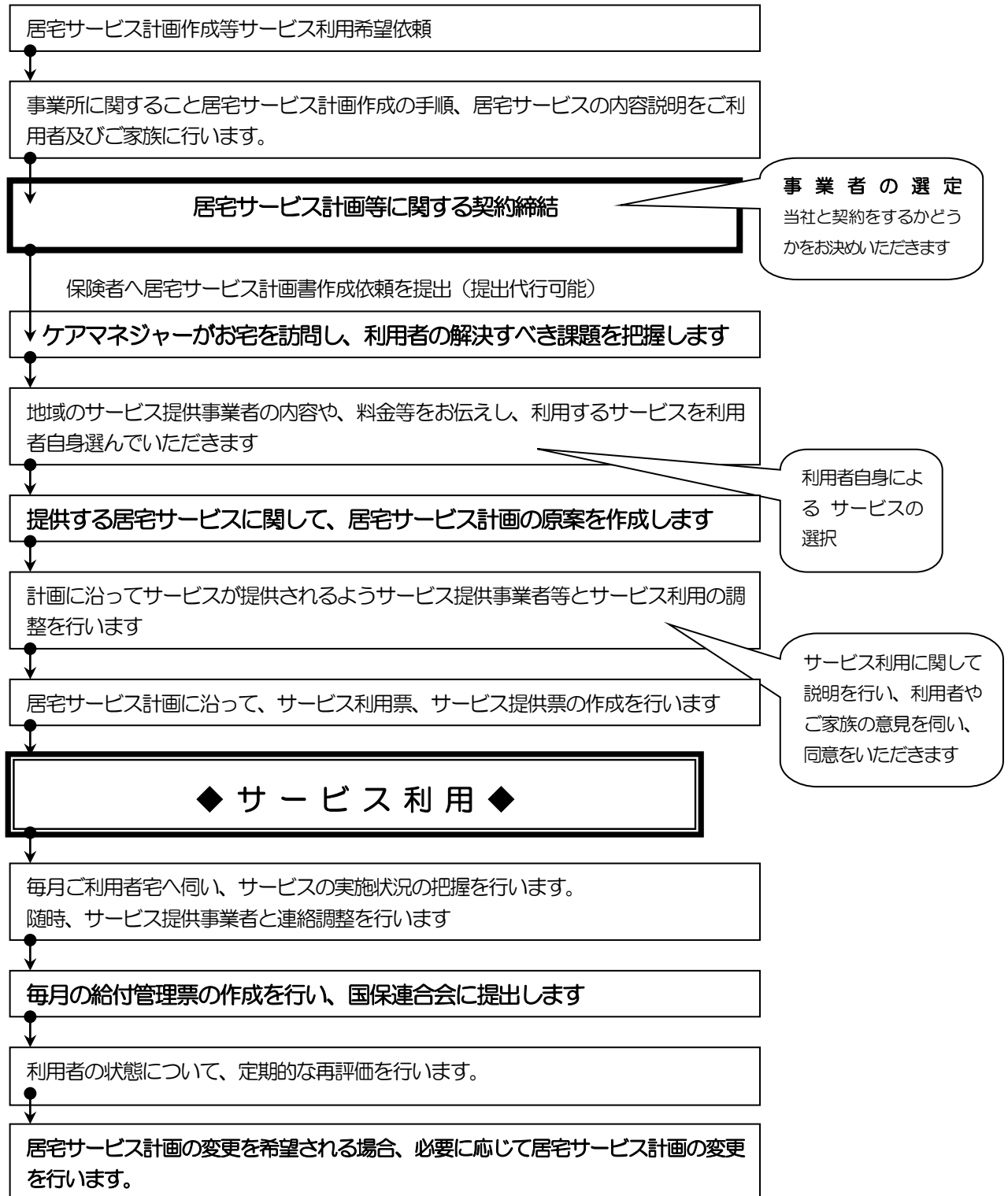
☆ 14の内容に同意しました。

15 居宅介護支援事業所の介護支援専門員の業務範囲外の内容

- ・救急車への同乗
- ・入退院の手続きや生活用品調達等の支援
- ・家事の代行業務
- ・金銭管理

(付属別紙2)

サービス提供の標準的な流れ



令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面にもとづいて重要事項について文書を交付し、説明しました。

【法人】

神奈川県横浜市旭区笹野台三丁目 53 番-18-201 号
株式会社 NANOKO ラバー
代表取締役 成田 玲子 印

【説明者】 _____

私は、本書面により事業者から居宅介護支援についての重要事項の交付、説明を受け同意しました。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【署名代行者】

私は、本人の契約意思を確認し署名代行いたしました。

利用者との関係 ()

住 所 _____

氏 名 _____ 印

個人情報に関する同意書

(付属別紙3)

個人情報保護方針

当事業所は、個人の権利・利益を保護するために、個人情報を適切に管理することを社会的責務と考えます。

個人情報保護に関する方針を以下のとおり定め、職員および関係者に周知徹底を図り、これまで以上に個人情報保護に努めます。

- 1 個人情報の収集・利用・提供
個人情報を保護管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用および提供に関する内部規則を定め、これを遵守します。
- 2 個人情報の安全対策
個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざんおよび漏洩などに関する万全の予防措置を講じます。万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施します。
- 3 個人情報の確認・訂正・利用停止
情報主体（本人）などからの内容の確認・訂正あるいは利用停止を求められた場合には、調査の上適切に対応します。
- 4 個人情報に関する法令・規範の遵守
個人情報に関する法令およびその他の規範を遵守します。
- 5 教育および継続的改善
個人情報保護体制を適切に維持するため、職員の教育・研修を徹底し、内部規則を継続的に見直し、改善します。
- 6 診療情報の提供・開示
診療情報の提供・開示に関しては別に定めます。
- 7 問合せ窓口
個人情報に関するお問合せは、以下までご連絡下さい。
個人情報保護相談窓口： 管理者 成田 玲子

令和2年5月1日

個人情報の利用目的

【利用者様、家族様等への事業所サービスの提供に必要な利用目的】

〔事業所の内部での利用〕

- ・ 当事業所が利用者様等に提供する介護サービス・日常の医療
- ・ 介護保険事務
- ・ 利用者様に係る管理運営業務のうち、
 - サービス利用に関する管理
 - 会計・経理
 - サービス改善・安全確保・事故あるいは未然防止等の分析・報告
 - 利用者様への介護サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供〕

- ・ 当事業所が利用者等に提供する介護サービス・日常の医療のうち、
 - 医療機関および他の居宅サービス事業者関係者との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - 利用者様の診療等にあたり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務・調理業務の業務委託 その他の業務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・ 介護保険のうち、
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・ 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔事業所の内部での利用〕

- ・ 当事業所の管理運営業務のうち、
 - 介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - 当施設において行われる学生等の実習への協力
 - 満足度調査や業務改善のためのアンケート調査
 - 当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用〕

- ・ 特定の利用者様・関係者についての事例の学会、研究会等での報告は、氏名、生年月日住所等を消去することで匿名化する。匿名化が困難な場合は、本人の同意を得る。
- ・ 当施設の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して本書面を交付し
個人情報の使用について説明しました。

【法 人】

神奈川県横浜市旭区笹野台三丁目 53 番-18-201 号
株式会社 NANOKO ラバー
代表取締役 成田 玲子 印

【説明者】 _____

私は、本書面により事業者から居宅介護支援における個人情報の使用することの説明をうけ
同意しましたので本書面を交付致します。

【利用者】

住 所 _____

氏 名 _____ 印

【ご家族】

私は、本書面により事業者から居宅介護支援における利用者及び自身の個人情報の使用すること
の説明をうけ同意しましたので本書面を交付致します。

利用者との関係 ()

住 所 _____

氏 名 _____ 印

サービス利用に関する同意書

_____様 は、居宅介護サービスの利用にあたり
アサーティブワールド _____ 介護支援専門員によりサービス事業所の選択にあたり説明を受け、理解致しました。

【具体的なサービス種類】

訪問介護・訪問入浴・訪問看護・訪問リハビリ・居宅療養管理指導
通所介護・通所リハビリ・短期入所生活介護・短期入所療養介護
福祉用具貸与・福祉用具購入・住宅改修・その他（ _____ ）

【事業所名称】

【理由】

【説明者】 サービス利用の選択にあたり上記の内容を説明致しました。

株式会社 NANOKOラバー

アサーティブワールド _____

上記の内容の説明を受け、同意致しましたので署名・捺印し交付致します。

令和 ____年 ____月 ____日

【住所】

【利用者】 _____ 印

【住所】

【署名代行者】 _____ 印